

半田市週休2日工事実施要領（農地・林務工事編）

（目的）

第1条 本要領は、地域の守り手である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けて、半田市が取り組む農地・林務工事の週休2日工事について、必要な事項を定め、適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本要領における用語は次のとおり定義する。

（1） 休工

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

（2） 工事完了日

完了届提出日

（3） 祝日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
（対象工事）

第3条 半田市が発注する工事で、令和7年4月1日以降に契約する工事のうち、土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分（別紙1）を適用する工事及び森林整備保全事業設計積算要領の工種区分（別紙2）を適用する工事並びに公共建築工事積算基準を適用する建築工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

（1） 著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が5日以内の工事）

（2） 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事

（3） 緊急の応急復旧工事

（4） その他発注者が週休2日工事に適しないと判断した工事

（形式）

第4条 形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、（参考1）及び（参考2）によることとする。

（1） 月単位の週休2日（参考1）

月単位の週休2日とは、対象期間（第5条）内のすべての月ごとにおいて休工率（休工日数／対象期間日数）が28.5%（4週8休）以上であることをいう。

（2） 通期の週休2日（参考2）

週休2日とは、対象期間（第5条）内において休工率（休工日数／対象期間日数）が28.5%（4週8休）以上であることをいう。

（対象期間）

第5条 対象期間は契約締結日の翌日（フレックス工期を適用する場合は工事の始期）から工事完了日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。

- （1） 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
- （2） 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）
- （3） 夏季休暇（3日間）
- （4） 年末年始休暇（6日間）
- （5） 工場製作のみの期間
- （6） 工事全体を一時中止している期間
- （7） 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

（取組内容）

第6条 取組内容は、次のとおりとする。

- （1） 発注者は、特記仕様書の「施工条件の明示」において、以下のことを明示する。
 - ア 本要領の対象工事であるか否か
 - イ 対象工事の場合で、第5条(7)に該当する週休2日の対象外の作業を設定する場合はその内容
- （2） 本要領の対象工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。
- （3） 対象工事の受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出する。
- （4） 対象工事の受注者は、毎月5日までに工事打合簿により実施結果（休工日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督職員はこれを確認する。
- （5） 受注者は月単位の週休2日又は通期の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。
- （6） 発注者が週休2日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力するものとする。
- （7） 対象工事の受注者は、通期の週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

(工事成績評定)

第7条 工事成績評定については、次のとおりとする。

- (1) 月単位の週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等」において評価する。
- (2) 提出された工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていななど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減点する。

(取組証の発行)

第8条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合で、受注者が希望する場合は、監督職員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して「週休2日工事取組証」(様式1)を発行するものとする。ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、工事成績評定において評価した場合でも取組証は発行しない。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第9条 積算における補正係数は次のとおりとする。

- (1) 土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分(別紙1)を適用する工事又は森林整備保全事業設計積算要領の工種区分(別紙2)を適用する工事それぞれの経費に休日取得率に応じた別表1-1又は1-2の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の補正については、別表2-1から3-2までの補正係数を乗じるものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

(2) 建築工事

複合単価の労務単価は、労務単価に別表1-3の補正係数を乗じて補正する。また、市場単価方式については、別表4-1から4-3までの補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修(基準価格の算定)】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

また、物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、掲載価格を、別表4-1から4-3までの補正率を用いた以下の式に

より補正する。

【新営工事、全館無人改修】

・ 物価資料の掲載価格 × 新営補正率

(3) その他の積算基準を適用する工事

当該基準を所管する関係省庁等の規定による。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(参考1) 月単位の週休2日工事

対象期間の開始日に関わらず^{ひとつき}暦上の月を1月とし、すべての月ごとにおいて休工率 28.5%以上取得した場合、達成とする。ただし、暦上の土曜日・日曜日・祝日の休工では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日・祝日の合計日数以上の休工を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなす。(※1)

日	月	火	水	木	金	土
						●月1日
●月2日	●月3日	●月4日	●月5日	●月6日	●月7日	●月8日
●月9日	●月10日 施工 開始日	●月11日	●月12日	●月13日	●月14日	●月15日 休工
●月16日 休工	●月17日	●月18日	●月19日	●月20日	●月21日	●月22日 休工
●月23日 休工	●月24日	●月25日	●月26日	●月27日	●月28日	●月29日 休工
●月30日 休工	○月1日	○月2日	○月3日	○月4日	○月5日	○月6日 休工
○月7日 休工	○月8日	○月9日	○月10日	○月11日	○月12日	○月13日 休工
○月14日 休工	○月15日	○月16日	○月17日	○月18日	○月19日	○月20日 休工
○月21日 休工	○月22日	○月23日	○月24日	○月25日	○月26日	○月27日 休工
○月28日 休工	○月29日	○月30日	△月1日	△月2日	△月3日 施工 完了日	△月4日

⇒評価対象外

1月目 (●月10日～●月30日)
→6 休工日/対象期間 18 日 = $33.3\% \geq 28.5\%$
4週8休 (28.5%以上) 休工→ **達成**

非対象期間としてカウント

2月目 (○月1日～○月30日)
→8 休工日/対象期間 30 日 = $26.6\% \leq 28.5\%$
対象期間内の土日祝日は8日=8 休工日 → **達成**
※1 土曜日・日曜日・祝日の合計日数以上の休工を行っているため達成とする。

3月目 (△月1日～△月3日)
→0 休工日/対象期間 3 日 = $0\% \leq 28.5\%$
対象期間内の土日祝日は0日=0 休工日 → **達成**
※1 土曜日・日曜日・祝日の合計日数以上の休工を行っているため達成とする。

このケースの場合月単位での週休2日=達成
(すべての月で達成しているため)

(参考2) 通期の週休2日工事

(□：工事実施日)							休工率		
日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備 考
準備期間←			対象期間 開始日 □	□	□	休工	4	1	
休工	□	□	振替休工	□	□	□	7	2	
□	□	□	□	□	□	休工	1	1	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。
休工	□	祝日 休工	□	夏季休暇（3日間）			4	2	夏季休暇は非対象期間とする。
□	□	□	□	□	□	休工	7	1	
休工	□	振替休工	□	祝日 休工	□	休工	7	4	
休工	□	□	□	□	雨天休工	□	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。
休工	□	□	□	□	□	□	7	1	
休工	□	□	□	□	□	休工	7	2	
休工	□	□	□	対象期間 終了日 □	→後片付け期間		5	1	
休工率							56	17	休工率＝30.3％※1（17日/56日）
休工率＝30.3％ ≧ 28.5％ 通期の週休2日達成									

※1 小数第2位切り捨て

様式１（第８条関係）

年 月 日

週休２日工事取組証

名 称

代表者 （契約の相手方） 様

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
最 終 契 約 金 額 ※１	金 円
工 期	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
引 渡 し 年 月 日 ※２	年 月 日
本 工 事 の 業 種 ※３	
週 休 ２ 日 の 形 式	月単位の週休２日工事

※１ 最終契約金額１千万円未満の工事は取組証発行対象外

※２ 検査結果通知書に記載の検査年月日を記載

※３（例）土木工事業の場合はＰＣ工事を含むため、「土木工事業（ＰＣ工事除く）」と記載

（例）ＰＣ上部工事の場合は「プレストレスコンクリート工事」と記載

半田市長

印

別表 1 - 1

経費の補正係数（農地：別紙 1 を適用する工事）

	4 週 8 休以上
	休工率 28.5%(8 日/28 日) 以上
労務費	1.02
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費(率分)	1.02
現場管理費(率分)	1.05

※ 4 週 8 休未満の工事については補正の対象としない。

別表 1 - 2

経費の補正係数（林務：別紙 2 を適用する工事）

	4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
	休工率 28.5%(8 日/28 日) 以上	休工率 25%(7 日/28 日) 以上、28.5%未満	休工率 21.4%(6 日/28 日) 以上、25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03

※ 4 週 6 休未満の工事については補正の対象としない。

別表 1 - 3

経費の補正係数（建築工事）

	月単位の 4 週 8 休以上	4 週 8 休以上
	全ての月で休工率 28.5%(8 日/28 日) 以上	休工率 28.5%(8 日/28 日) 以上
労務費	1.04	1.02

※ 4 週 8 休未満の工事については補正の対象としない。

※ 月単位の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の全ての月で休工率が 28.5%（2/7）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を原則として土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を協議により変更できるものとする。

別表 2 - 1

市場単価方式による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数（農地：別紙 1 を適用する工事）

名称	区分	4 週 8 休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1.00
	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
軟弱地盤処理工		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01
グルーピング工		1.00

別表 2 - 2

市場単価方式による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数（林務：別紙 2 を適用する工事）

名称	区分	4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01
鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防護網）		1.03	1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02	1.01

別表 3 - 1

土木工事標準単価による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数（農地：別紙 1 を適用する工事）

名称	区分	4 週 8 休以上
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02

別表 3 - 2

土木工事標準単価による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数（林務：別紙 2 を適用する工事）

名称	区分	4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
区画線工		1.05	1.03	1.01
排水構造物工		1.05	1.03	1.01
コンクリートブロック積工		1.05	1.03	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.04	1.03	1.01
	人力	1.05	1.03	1.01

別表 4 - 1

建築工事における週休 2 日の取得に伴う経費の補正率

工種	摘要※	月単位の 4 週 8 休以上		4 週 8 休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事		1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具 (ガラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具 (シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」は市場単価及び補正市場単価、「物価資料」は物価資料の掲載単価の補正率を示す。なお、記載がない項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格で共通の補正率を示す。

別表４－２ 電気設備工事における週休２日の取得に伴う経費の補正率

工種	摘要	月単位の ４週８休以上		４週８休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配線工事	電線管、２種金属線ぴ及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

別表４－３ 機械設備工事における週休２日の取得に伴う経費の補正率

工種	摘要	月単位の ４週８休以上		４週８休以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト外用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパ-等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

土地改良事業等請負工事積算基準

工 種 区 分	工 種 内 容
ほ場整備工事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事
農用地造成工事	農用地造成（道路用排水路施設を合せて行うものを含む。）工事
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
水路トンネル工事	新設・改修（支保工、矢板を再建込する作業）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）による工事及びこれに類する工事を含む。
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事
排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類するものを行う工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については、「海岸工事」を適用する。
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更生工事、推進工事（作業員が内部で作業する推進工事）及びこれに類する工事は除く。
管更生工事	管水路に関する工事にあつて、既設管水路の更生工法工事

土地改良事業等請負工事積算基準

工 種 区 分	工 種 内 容
畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）
海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面補修工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム、橋梁（上部・下部）等の補修を除く。
ため池工事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。
その他土木工事（１）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事 ただし、橋梁（上部・下部）の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事は除く。
その他土木工事（２）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）
施設機械設備等工事	土地改良工事積算基準（施設機械）を適用する施設機械設備製作据付工事、鋼橋製作架設工事、電気通信設備製作据付工事

森林整備保全事業設計積算要領

工 種 区 分	工 種 内 容
河川工事	河川工事（河川高潮対策区間の工事を除く。）にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、湊謀工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工及びこれらに類する工事
河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあって、次に掲げる工事 1 樋門（管）工、水（閘）門工、サイフォン工、床止（固）工、堰、揚排水機場、落石防止覆工、防雪覆工、防音（吸音）壁工、コンクリート橋、簡易組立橋、PC橋（プレキャストセグメントを除く工場既製桁の場合）等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 2 橋梁下部工（RC構造）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造） 3 ゴム伸縮継手、落橋防止工（RC構造）、コンクリート橋の支承、高欄設置工（コンクリート等）、旧橋撤去工（コンクリート橋上下部）、トンネル内装工（新設トンネル） 4 1 から 3 に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するもの及び門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く。
治山・地すべり 防止工事	治山及び地すべり防止工事にあって、次に掲げる工事 1 治山ダム工、護岸工、水制工、流路工 2 土留工、水路工、法切工、山腹緑化工、法枠工、落石防止工 3 集水井工、排水トンネル工、アンカー工、杭打工、排土工、暗渠工 4 1、2 及び 3 に類する工事
森林整備	森林整備に係る工事にあって、次に掲げる工事 地拵え、植栽、受光伐、除伐、本数調整伐及び保育に関する工事並びにこれに類する工事
道路工事	道路工事にあって、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函渠工、側溝工、山止工、法面工及びこれに類する工事
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設に関する工事であって、次に掲げる工事 1 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工（鋼製・アルミ等）、橋梁補修工（鋼板接着・増桁）、スノーシェッド（鋼構造）、ロックシェッド（鋼構造）、道路付属物を除く鋼構造物塗替工（水門、樋門、樋管、排水機場等）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造を除く。）橋梁下部工（鋼製） 2 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3 鋼橋撤去工（鋼橋に伴う床版撤去含む。） ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。

森林整備保全事業設計積算要領

工 種 区 分	工 種 内 容
P C 橋工事	P C 橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事 1 工事現場におけるP C 橋の製作（工場製作桁は除く。） 架設及び製作架設に関する工事 2 プレキャストセグメント構造のP C 橋工事
橋梁保全工事	橋梁（上部工、下部工）に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打ち替え等は除く。）
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理工、アスファルト安定処理工、砕石路盤工及びこれに類する工事 ただし、小規模（パッチング）な工事で施工箇所が点在する工事は除く。
トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1 トンネル工事 2 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く。
道路維持工事	道路にあつて、次に掲げる工事 1 管理を目的とした維持的工事 2 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工（供用トンネル）、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等、区画線等の設置 4 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5 1 から4 までに類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用
公園工事	公園緑地及び林業施設用地等の造成工事に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、法面工、敷地内舗装工、調整池工、排水工（敷地造成と併せて行うもの）、柵工及びこれらに類する工事

- 備考 1 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準ずるものとする。
- 2 治山関係事業のうち、防潮工、砂丘造成における盛土工及びこれらに類する工事を主とする工事は海岸工事に準ずるものとし、防風工、植栽工等を主体とするものについては森林整備に準ずるものとする。